

# スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設

東京都・渋谷区

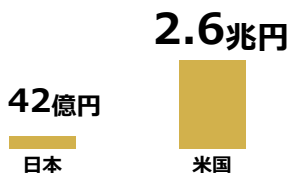
# スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設

## 提案の背景

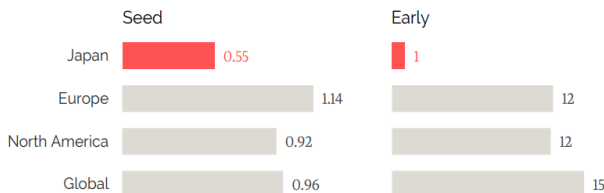
- 海外ではシード期・アーリー期のスタートアップを中心に**エンジェル投資家の資金提供が活発**であり、さらに**メンターとして助言等**を行うことで、**グローバルに活躍するスタートアップの創出**に重要な役割を果たしている

エンジェル投資家による投資額

シード期・アーリー期の投資規模 (単位: 100万ドル)

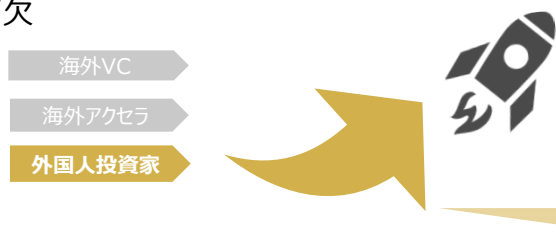


(出典) 令和4年4月12日 新しい資本主義  
実現会議 (第5回) 資料1



(出典) 世界銀行「Tokyo Start-Up Ecosystem」

- 10(グローバル10倍)×10(SU数10倍)×10(官民協働10倍)を加速させるためには、海外VCやアクセラレータに加え、**外国人投資家**による投資が不可欠



## 課題



外国人投資家

- 日本のスタートアップ市場のもつ成長可能性に魅力を感じるとともに日本の文化や治安の良さを理由に、**家族を連れて日本に長期滞在しながら、スタートアップへの投資や支援を行いたい。**



現在の在留資格では**長期滞在して投資・育成を行うことができない**

### 【参考】既存在留資格

経営・管理/高度専門職1号 (ハ)

国内での法人設立・経営従事に携わる必要

短期滞在 (最長90日滞在可能)

滞在期間が短い

## 提案内容

優れた外国人投資家の支援でグローバルに活躍するスタートアップを創出するため、**新たな在留資格を創設**

## 新たな在留資格の主な要件

- ✓ 投資家や起業家・経営幹部として企業を成長させた実績があること
  - ✓ スタートアップの有する技術やアイデアを目標とする能力があること(特定分野での実績、表彰歴、信頼ある人物からの推薦等)
  - ✓ 一定額以上の資産を保有し、スタートアップへの一定額以上の投資と助言等による育成を行うこと
- ※在留期間中に投資状況等をモニタリングし、一定の期間内での投資実績が条件に満たない場合等は在留資格を取消

# 東京のスタートアップの成長に向けた規制改革提案

経験豊富な外国人投資家を呼び込むことで、有望なスタートアップへの資金提供やメンターとしての助言等を通じ、グローバルに活躍するスタートアップの創出など、東京のスタートアップの成長やエコシステムの発展に繋げていく

## ■ 想定するターゲット

日本に長期滞在しながらスタートアップへの投資活動を展開しようとする、海外ですでに実績をあげている外国人投資家

### <イメージ>

- 自ら起業家として企業の経営を行う傍ら、投資家としても活動。複数のスタートアップ企業等に対し、初期段階から投資や助言を行い、事業拡大に貢献した経験がある。
- 日本のスタートアップ市場のもつ成長可能性に魅力を感じ、スタートアップ企業などへの投資をしたいが、直接的に経営したいとは考えていない。
- 日本の文化、治安の良さに魅力を感じ、家族を連れて日本で生活したいと考えている。

### <渋谷区が想定する候補者例>



Tom McInerney

- Angel Lists、Clubhouse、Dapper Labs、Notion、Uber等数々のユニコーン企業に初期の段階から投資している実績。
- 現在はNon-Dom制度に惹かれイギリスでエンジェル投資家として活動中。
- 固定の収入がないことがネック。



Matias De Tezanos

- Expediaに買収されたホテル予約サイトHotels.com、Foxに買収された南米最大のインターネット広告スタートアップClick Diario Network、2011年最も成長の早いスタートアップに選ばれたBrokersWebなど数々のスタートアップを成功に導く。
- 現在はPeopleFundというエンジェル投資を目的とした会社を通じて投資活動を行っている。
- 固定の収入がないことがネック。



James Whelton

- iPod nanoを16歳でハッキングしたことで有名になった天才エンジニア。貧しい子供がエンジニアになれるようCoder Dojoを設立、現在世界中に広がる最も有名なプログラミング教育の非営利団体となっている（日本でも約40の支社がある）。VC企業で活躍した後、個人で投資活動をしている。
- 固定の収入、学歴がないことがネック。

## ■ 現状の投資家向け在留資格の整理

### 高度専門職1号（ハ）

- 国内法人と雇用・委任等の契約関係が存在することが前提  
法人からの固定収入(給与等)や学歴が乏しい場合は認定に不利益

### 経営・管理

- 事業経営・投資のための法人が国内で設立済であることが前提



国内法人との雇用等の契約関係が存在しない場合、既存の在留資格では滞在が困難なため、新たな在留資格の創設が必要

# 規制改革提案の概要

提案内容	スタートアップへの一定額以上の投資と育成を行う、優れた外国人投資家に対し、長期間の滞在を可能とする在留資格を創設		
在留期間	最長5年間（3年経過時点で延長可否を判断）		
主な要件	実績要件	<p>以下の①②をどちらも満たすこと</p> <p>①経営・管理領域（スタートアップ企業に限定しない）での実務経験、もしくは投資家としての実績があること</p> <p>②スタートアップの有する技術、アイデアを目効きする能力があること</p> <p>以下の経歴により判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓特定分野での実績 （特定分野での実務経験、投資家経験、起業実績、研究実績）</li> <li>✓表彰歴・知名度 （受賞歴、メディア掲載実績、特定分野の協会役員等）</li> <li>✓信頼ある人物からの推薦</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">国内法人との契約関係は要件にしない</div>	
	資産要件	一定額以上の資産を有すること	居住要件 東京都における住民登録が必要
	投資額要件	一定額以上を投資する計画があること （数千万円～1億円程度を想定）	投資先要件 東京都内に拠点を設けるスタートアップ
	投資・育成計画	都内のスタートアップの成長促進に向けた活動ビジョンを示していること	SU育成 投資先へ助言等を行い、スタートアップを支援すること
	審査・モニタリング	都や区が実績や投資・育成計画等の入国時の要件を確認するとともに、滞在中の投資・育成活動状況を定期的にモニタリング	
その他	<p>モニタリングの結果、一定の期間内での投資実績が条件に満たない場合等は在留資格を取消</p> <p>既存の在留資格を参考に受入対象国を絞ることや、経済安全保障の議論を踏まえた対応の必要性を検討 参考：【特定活動40号】 活動内容：観光・保養を目的とするロングステイ 在留期間：最長1年、 対象者：①ビザ免除国・地域の者、②年齢18歳以上であり3,000万円以上の預貯金を有する者</p>		

➡ 海外で投資家としての実績があって東京のスタートアップの成長への貢献が期待されるにも関わらず、既存の在留制度の限界により来日して長期滞在することが困難であった外国人投資家に長期滞在の門戸を開く 4